

城南家保ニュース Vol.22-1 1

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



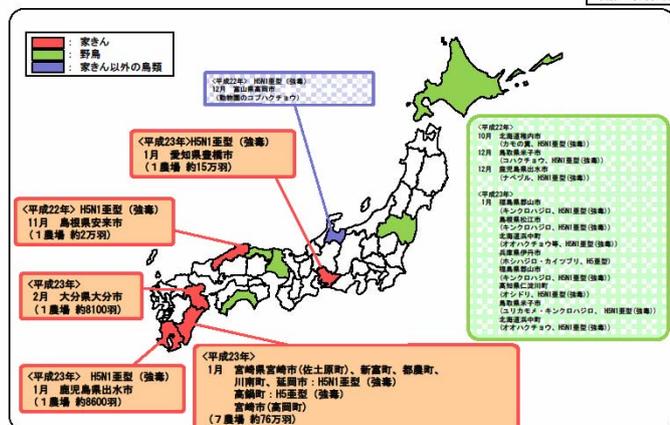
日本各地で高病原性鳥インフルエンザが広がっています。

日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況 平成23年2月2日

現在(2月7日時点)の鳥インフルエンザ発生状況は、養鶏農場で確認されたものが15件、野鳥で確認されたものが14件で、日本各地で高病原性鳥インフルエンザが広がっています。

宮崎県では、日本で発生している鳥インフルエンザ15例中11例が集中しています。

熊本県でも鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化が行われています。



(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/110207_map.pdf)

熊本県(全国)は家きん類100羽以上を飼養する農場において、家畜防疫員(獣医師)による衛生管理の一斉点検を行っています。

- 点検内容:
対象者:家きん類(ニワトリ、ウズラ、アヒル、ダチョウ、七面鳥、ホロホロチョウ、烏骨鶏、キジなど)100羽以上を飼養する農場
 - 調査目的:高病原性鳥インフルエンザの発生予防、万一のまん延防止
飼養衛生管理チェック表 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/ai_eisei_check1.pdf)
1. 防鳥ネットに隙間・穴がないこと
 2. ネズミ等の野生生物を鶏舎内に侵入させないこと
 3. 農場内専用の衣服・履き物を設置し、出入り時に必要な消毒を行うこと
 4. 鶏へ給与する飲用水は、消毒された物であること



農場の早期通報の徹底

現在、家きん飼養者に対し、死亡羽数が通常の2倍以上になった場合、異常がある場合等に、県(家畜保健衛生所)に必ず通報するよう、指導しています。

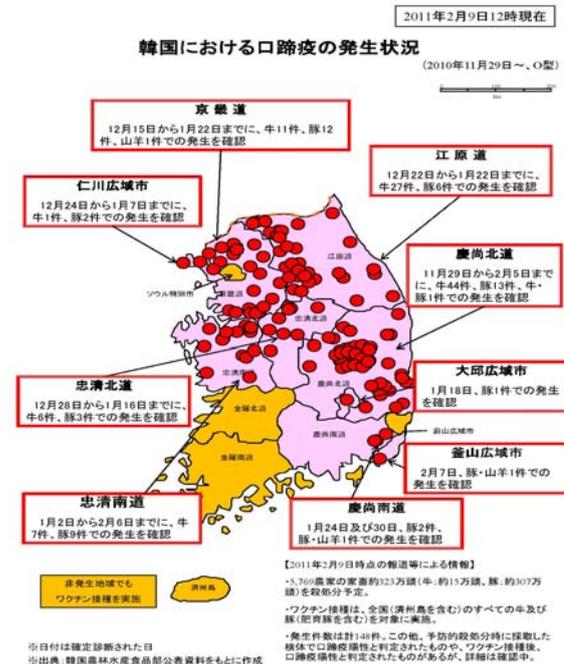
お隣の韓国では、鳥インフルエンザと同様、**口蹄疫**が猛威を振るっています。

韓国では、口蹄疫のワクチン接種が行われるなか、口蹄疫の発生は、現在も継続しています。

日本は、昨年4月20日初発、宮崎県で292例、29万頭余りを殺処分した口蹄疫が最終処分(10月)から3ヶ月が経過したことにより、2月5日、OIE(国際獣疫事務局)が定めている「清浄国」に復帰、認定されました。

しかし、今後日本が再び口蹄疫が入ってこない確証はどこにもありません。

さらに、近隣アジア諸国は、高病原性鳥インフルエンザに加え、口蹄疫、豚コレラなどの悪性伝染病の発生が今なお継続して、発生しています。



(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/110209_korea_fmd.pdf)

口蹄疫の発生に備えた全国一斉防疫点検始まる！

目的:

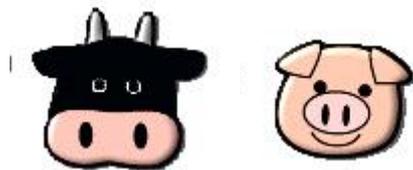
- 家畜の生産者による口蹄疫に関する知識の習得状況の把握
- 口蹄疫の発生に備えた生産段階での防疫措置の徹底

対象者:

- 牛、豚飼養農家

調査(点検)内容

- 防疫員が立入検査等により、農家へ以下のことについて調査する。
 - (1) 口蹄疫の一般的な症状についての聞き取り
 - (2) 異常な家畜を発見したときの通報先の確認
 - (3) 農場での防疫対策の確認
 - ・ 毎日、すべての飼養家畜の健康観察
 - ・ 農場への出入りの際の車両消毒
 - ・ 農場へ出入りする車両、人の記録
 - ・ 畜舎への出入りの際の人、物の消毒
 - ・ 管理者以外の立入制限
 - ・ 韓国等発生国への渡航自粛



熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966-22-3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966-28-3234